実証実験補助金事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、実証実験補助金事業の補助対象事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

実証実験補助金事業

(2) 目的

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえ、新たなビジネスモデルの構築が必要となる中、デジタル技術を活用した「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」により事業者の課題を解決するとともに、新たなビジネスモデルの実現により新潟市における産業活力の向上、地域経済の活性化を図る。

- (3) 募集内容
 - ・AIやIoTといった先端技術を活用した民間事業者等によるもの
 - ・新規性、革新性要素が高く、コロナ禍の環境下でも、迅速に実証可能なより実行性の高 いもの
 - ・デジタル技術の活用により事業者の課題解決に資するもの
- (4) 補助額
 - 1件当たりの上限50万円、補助対象経費の1/2以内
- (5) 事業期間

補助金交付決定日から令和3年2月末日又は事業完了した日のいずれか早い日まで

(6) 実証実験データについて

実証実験で得られたデータとその検証結果については、可能な限り本市に提供すること。 (詳細は別途協議)

(7) その他

補助金の手続き等については、「新潟市実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)による。

3 提案者に求められる資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす日本国内に存在する法人又は個人事業者とする。
- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (イ)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。
- (ウ) 新潟市の競争入札参加資格者名簿 (業務委託) に登録されている者であること、又は

以下の条件すべてを満たす者であること。

- ①日本国内に存在する法人又は個人事業者で国税及び地方税等に滞納がないこと。
- ②法人の場合は設立日から(個人事業者の場合は開業日から)申請日までの期間が1年以上経過していること(ただし、承継を受けている場合を除く。)
- (エ) 参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札に おける指名停止措置を受けている者でないこと。
- (オ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (2) 参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から 補助対象事業者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、 失格とする。

4 プロポーザル日程

実施要領交付開始 令和2年7月7日(火)

参加表明書提出期間 令和2年7月7日(火)から終了まで

質問受付期間 令和2年7月7日(火)から7月22日(水)まで

提案書提出期間 令和2年7月7日(火)から終了まで

※事業予算額を超える応募があった場合は受付を終了する。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加しようとする者は、次により参加表明書の提出を要する。

(1) 提出書類 : 参加表明書(別紙様式1)

(2) 提出部数 : 1部

(3) 提出期間 : 令和2年7月7日(火)から終了まで

(4) 提出場所 :後記12「事務局」に提出すること。

(5) 提出方法 : 郵送・宅配便 (土日・祝日は受付しません) ※なお、紙媒体で提出することに加え、PDF 形式で電子メールにより提出すること。

6 質問及び回答

前記5「参加表明書の提出」により参加表明書を提出しようとする者は、本事業及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。また、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問については、一切受け付けないものとする。

- (1) 提出書類:質問書(別紙様式2)
- (2) 提出期限:令和2年7月22日(水)まで
- (3) 提出方法:電子メールにて、growing@city.niigata.lg.jp 宛てに提出
- (4) 回答方法:質問を受け付けた次の日から概ね3営業日以内に電子メールにて回答

7 提案書の提出

- (1) 提出書類:後記8「提案書の構成」のとおり
- (2) 提出部数:6部(正本:1部、副本5部)
- (3) 提出期間:令和2年7月7日(火)から終了まで
- (4) 提出場所:後記12「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法:郵送・宅配便(土日・祝日は受付しません)
- (6) 追加・変更等:提出後の案の差替え(追加・変更等)は、提出日を含めて7営業日以内に限り認めることとする。
- (7) 留意事項:正本及び副本は、ファイル綴じやホチキス留めせず、クリップ留めでの提出とする。なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。
- (8) その他:提案書の提出は、1参加表明者1提案までとする。

8 提案書の構成

- (1) 企画提案書(全体概要)(別紙様式3)
- (2) 実施計画書(別紙様式4)
- (3) 実施体制説明書(別紙様式5)
- (4) 事業スケジュール (別紙様式6)
- (5) 事業に要する費用について(別紙様式7)
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(別紙様式8)
- (7) 新潟市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されている者であることが分かる書類又は市税の納税証明書(新潟市制度用)
- (8) 登記事項証明書(法人の場合)
- ※なお、(6)、(7)、(8)については、コンソーシアム(共同事業体)を構成して参加する場合は構成する団体毎に必要であり、提出部数は各1部
- ※必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール 又は CD-R により提出すること。

9 選定方法

(1) 選定の方法

補助対象事業者の選定にあたっては、提出された案件ごとに順次、別に定める選定基準に 基づき評価を行い、予算の範囲内において補助対象事業者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、提案者に電子メールにて通知する。

なお、選定結果についての異議申立て等は、受け付けないものとする。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

(1) 前記3の提案者の資格要件を満たさない場合、又は補助対象事業者の決定をするまで の間に資格要件を満たさなくなった場合

- (2) 参加表明書及び提案書を提出期限までに提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は本要領に違反する表現をした場合
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して事務局に対し、不当な接触を行った場合
- (5) その他、指示した条件に違反する等、新潟市が不適当と認める場合

11 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続きにおける提案書作成・提出等、提案に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 新潟市は、選定に係る手続きにおいて、又は本事業を実施していく上で必要がある場合は、提出された提案書等の全部又は一部の複製等をすることができる。
- (6) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) 選定された提案者は、交付要綱に基づき、補助金交付申請等の必要な手続きを行うものとする。
- (8) 新潟市は、提案者に対して、その提案内容について態様・期間等を指定して追加資料を 提出するよう求めることができるものとする。
- (9) 新潟市は、必要に応じて提案者に出席を求めて提案事業に関する中間報告会及び実績報告会を開催することが出来ることとし、その場合は、提案者に別途通知を行うこととする。

12 事務局

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 新潟市 経済部 成長産業支援課

担当 成澤、曽我

TEL 025-226-1694

FAX 025-229-2277

電子メール growing@city.niigata.lg.jp

別表 選定基準表

提案書に対しては、次に掲げる評価項目、評価の視点等を基準として評価を行う。

評価項目	評価の視点
(1)目的の適合性	提案内容が、事業の目的等に沿ったものになっているか
	・事業の目的等に対する適合性
	・新規性、革新性要素が高く、先端技術を活用したもの
	・デジタル技術を活用した「DX(デジタル・トランスフォーメーシ
	ョン)」により事業者の課題解決に資するもの
(2) 実行性等	事業の実行性、明確性が十分か
	・実証事業の実行性(工程の確実性、費用の現実性等)
	・実証内容の明確性(達成目標の設定、期待される効果)
	・報告内容の明確性(実証結果、効果検証に関する工夫・提案)
(3)新規性・革新性	新たな技術・革新的な発想等を活用したものか
	・事業の新規性・革新性(本市・県・国レベル)
	・技術の組み合わせ・開発力・発想力等
(4)推進体制等	事業の推進体制、継続性が期待できるか
	・事業の推進体制(必要な組織、人員、体制等)
	・事業の継続性(実証場所の確保、資材・資金等)